

私の視点： 「統一地方選挙と＜住民の縮図＞」

九州大学法学研究院教授 木佐茂男

統一地方選挙が近い。候補者は議会制度のあり方などを考えているヒマはなかろう。だが、地方議会の現状は批判され続けている。議員定数や報酬への批判はかなり行き渡ったように見えるが、批判者で立候補する人は非常に少ない。問題はここにある。

地方議員の報酬が高い、と教え込んだのは誰か。40歳で公務員を辞めて村議会議員になって月収13万円。家族手当も超過勤務手当もない。生活保護所帯の方が豊かな生活というケースもある。そもそも平日の昼間に年間で何日も議会に行ける人が、専門的職業人の中にどれほどいるのか。

地方行財政検討会議もやっと議会は「住民の縮図」でなければならないことを意識し始めたが、現段階では「今後、国民的な議論が幅広く行われることを期待する」というにとどまっている（2010年12月3日・第7回本会議）。

「住民の縮図」とは何か。それは、議員になる人が性別、年齢、職業などで偏っていることの反省の語である。一例としてある町議会の議員の学歴を調べると、21世紀に入っているのに16名の議員が、「工高中退、高通信卒、農高卒、農高卒、農高卒、短大卒、中卒、高卒、中卒、中卒、農高卒、高小卒、中卒、伝習農場卒、高卒、国民学校卒（内、女性1名）」である（2002年統一地方選挙）。この学歴は、県庁内部資料によれば、各議員の同町内同期生の平均学歴よりも低い。ここではこの要因に触れない。私も学歴が高ければ良いと考えてはいない。ただ、観察の限りでは、この町の議会で専門的な識見理屈や法的議論はほぼ通用していない。全国の大勢を見ると、議員の討議に論理的能力や法的知識はほとんど不要である。

どのような議員構成なら「住民の縮図」と言えるのか。この問題の検討に際しては、2000年の分権改革にも見られた制度を変えれば良くなるはずという「制度改革信仰」を少し改める方針ないし思考を求めたい。確かに「住民の縮図」実現は、最後には制度改革に至る。しかし、「議員像」の議論が制度改革論に先行する必要がある。

検討会議は、議員になりやすくするための休暇制度、退職制度、復職制度や夜間、休日等の議会開催などを課題としている。だが、根本的かつ本質的な「議会での議論の質」を確保するための論点提示、すなわち、縮図実現を阻害する「公選法」という最大の障壁への言及はない。憲法学説は、1票の格差論もさることながら、縮図を反映する理論と制度の構築に関心を向けて欲しい。

わずかな例外はあるが、選挙カーで叫ぶ勇気や体力のない者は事実上候補者になれない。「住民の縮図」像の具体的検討なしに真の議会論はできないであろう。筆者の認識では、日本よりも「住民の縮図」を実現し、我々よりも豊かな地方自治を行っている国々がある。今回の統一地方選挙には間に合わないが、意識や民度を高める具体的方策を真剣に考える

必要がある。障がい者や女性、各種の専門家が進出しやすい政党政治の成熟を前提にした比例式選挙の採用、個人が叫ばなくて良い静かな選挙の実現、「出したい人」を議員にできる仕組みなどについて豊かな構想が求められる。民度の向上策と個人型選挙そのものの見直しもなければ、議会のあり方論は単なる制度改変論で終わるであろう。